

ウイルス罪

#fuseisirei

～ バグ = ウイルス !? ～

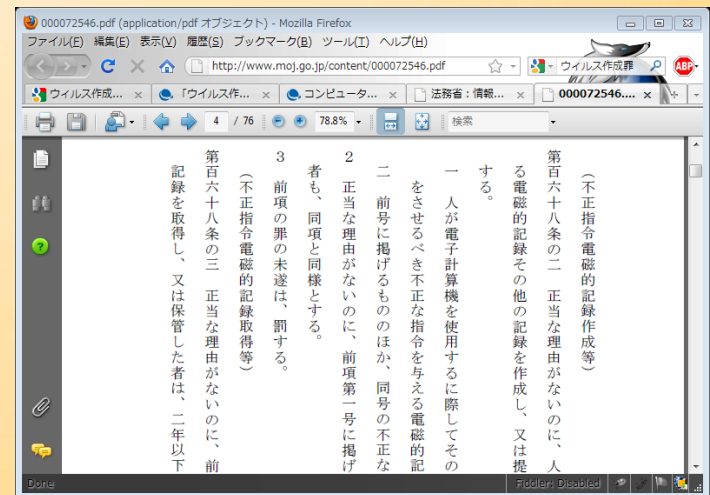
2011/07/09
@biac

～ ウィルス罪は無縁ではない ～

20110709

"情報処理の高度化等に対処するための 刑法等の一部を改正する法律"

- 2011年6月17日、国会(第177回国会)にて可決成立した法案。7月中旬より施行。
主に**刑法の改正**。
- その一部として「**ウィルス罪**」の**新設**が盛り込まれている。
※法案全体は76ページにも及ぶ



通称:「サイバー刑法」・ 「コンピューター監視法案」

The image shows a screenshot of a Mozilla Firefox browser window. The address bar displays the URL <http://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/20110>. The page title is "コンピューターが監視されるのか？ 法務省が「サイバー刑法」に関するQ&A". The page content includes a sidebar with "INTERNET Watch" and "記事検索" (Article Search) and a main section titled "Tweet".

Below the browser window, there is a PJ NEWS article. The article title is "「コンピューター監視法案」ついに審議入りも、日弁連や民主党内からも懸念、疑問の声が". The article is dated "2011年05月26日 09:38 1ST".

～ ウィルス罪は無縁ではない ～

20110709

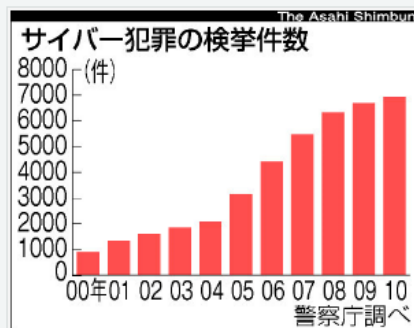
2011年6月17日、可決・成立

ウィルスメールを受信したら、取得罪？
アンチウィルスがウィルスを隔離したら、保管罪？

取得・保管にも罰則

コンピューターウイルス作成罪新設

2011年6月17日



「コンピューターウイルス作成罪」の新設を柱にした刑法などの改正案が17日、参院本会議で与野党の賛成多数により可決され、成立した。現行の刑法では直接罪に問えなかったウイルスの作成や提供などを処罰の対象にするほか、捜査に必要なデータを効率的に押収できる仕組みにした。新しい罪は7月中旬から適用される。

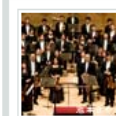
警察庁によると、ウイルス被害の全国の相談は2006年からの5年間で計約1200件。直接取り締まる罪名がないため、器物損壊罪や詐欺罪を適用して検挙できたのは7件だけだった。日本が01年に署名した「サイバー犯罪条約」を批准するためにも、国内法の整備が急務になっていた。

改正刑法は、ウイルスを「意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録」などと定義。正式名称は「不正指令電磁的記録作成罪」などとした。正当な理由なくウイルスを作成したり提供したりする行為は3年以下の懲役か50万円以下の罰金とし、取得したり保管したりする行為も2年以下の懲役か30万円以下の罰金とした。

[トップ](#) → 最大2ヵ月間無料! 朝日新聞デジタル

新聞購読のご案内 朝日新聞 事業・サービス紹介

どらく



「声」の音楽フェス再演
巨匠ロベルト・ガッピアーニ率いる
合唱団、レクイエムとテ・デウムを
心をこめてうたい上げる

企画特集

企画特集とは

- 通信制特集：働くことも自分を高める志も大切に
- ロンジン：エレガンス、そしてスポーツへの情熱
- 謎多き映画：スピルバーグ製作「スーパーエイト」
- 賃貸情報探なら：不動産情報
asahi.com×SUUMO
- 大人のグルメ：え！？この価格で飲み放題？
- 朝日お墓ナビ：有馬稲子さん1年半かけ荷物整理
- スマートフォン特集：ネット時代の必携ツール
- キャンパス アサヒ・コム：オープンキャンパス
- 関西の大学力：学生さん、いらっしゃい！！
- 日本看護協会：忘れられない看護エピソード
- 大韓航空のA380就航：韓国旅行の概念が変わる
- クラウドセキュリティ：有名IT関連企業が参画
- 「Re:SOURCE」：企業が生成するメディア

～ ウィルス罪は修正が必要 ～

20110617

ウィルス罪

"第十九章の二 不正指令電磁的記録に関する罪"

- (不正指令電磁的記録作成等)

第百六十八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における**実行の用に供する目的で**、次に掲げる電磁的記録その他の記録を**作成**し、又は**提供**した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- － 一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録
- － 二 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録

- 2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における**実行の用に供した者**も、同項と同様とする。

- 3 前項の罪の未遂は、罰する。

- (不正指令電磁的記録取得等)

第百六十八条の三 正当な理由がないのに、**前条第一項の目的で**、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を**取得**し、又は**保管**した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

文理解釈と条理解釈(論理解釈)

- **文理解釈**

条文を日本語として普通に解釈する

※ これだけでは、はっきりしない場合もある。

- **条理解釈(論理解釈)**

法令の目的・趣旨・道理(条理)によって解釈を深める

※ 個人的には、**文理解釈ではっきりしない条文なんて、刑法ではダメ**だろうと思っています。

- **ここでは、文理解釈を試みます**

「ウィルス」の定義

不正指令電磁的記録 - 百六十八条の二の1項の一号・二号

- (人が電子計算機を使用するに際して
(その意図に沿うべき動作をさせず)
OR
(その意図に反する動作をさせるべき)
)
不正な指令(=プログラムの全体または一部)
- …を与える電磁的記録(=ファイル)、
または、
その他の記録(=ソースコード等)

バグはどのようなの？

• バグは…

意図に沿うべき動作をさせない
意図に反する動作をさせちゃう

…もろ、「ウィルス」の定義に引っ
掛かるんじゃない？

開発者にとって
なにやら不吉な匂い

「ウイルス」をどうすると犯罪になるの？

(ウイルス罪の種類)

- 供用目的**作成**罪、供用目的**提供**罪
- **供用**罪、**供用未遂**罪
- 供用目的**取得**罪、供用目的**保管**罪

供用目的でなければ、取得・保管してもOK !!
ウィルスメールを受信したり、それを隔離したり
しただけでは、罪にならない。

ただし、未必の故意には注意!!
隔離されたウィルスを、わざわざ集めてCD等に焼いて
持っていたりすると、何を言われるかわからない。

供用目的作成罪・供用目的提供罪

第百六十八条の二の1項

• (

バグに正当な理由がある？

(正当な理由がないのに、)

AND

(人の(電子計算機における)実行の用に
供する目的で、)

)

自分専用のプログラムってどんだけ？

「ウィルス」を

(作成し、OR 提供した) 者は、

三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に
処する。

～ ウィルス罪は無縁ではない ～

20110709

供用罪、供用未遂罪

第百六十八条の二の2項、3項

- (正当な理由がないのに、)
AND
(「ウィルス」を
人の(電子計算機における)**実行の用に供
した者**は、)
三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に
処する。
- 前項の罪(供用罪)の未遂は、罰する。

供用目的**取得罪**・供用目的**保管罪**

第百六十八条の三

- ((正当な理由がないのに、) AND (人の(電子計算機における)実行の用に供する目的で、)) 「ウィルス」を (取得し、OR 保管した) 者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

んで、 バグの話は～!?

2011/5/27 衆議院 法務委員会

- 大口議員(質問) - 江田五月法務大臣(答弁)



(動画30秒)

http://www.shugiintv.go.jp/jp/video_lib3.php?deli_id=41035

～ ウィルス罪は無縁ではない ～

20110709

バグの存在を知っていて 提供すると...

- 質問:
(要旨)

(要旨) 公開しているプログラムに、重大なバグの報告があったとする。そのまま公開し、続けた場合は、未必の故意によって

なんだってえ〜っ!?

ウイルス提供罪となる可能性があるか？

AA(ry

バグ入りオンラインソフトの作成・提供罪、提供罪、
 空の社やVector等＝提供罪・取得罪、ユーザー＝取得罪・保管罪・供用罪

- 答弁：

「**ある**と思います」(法務大臣)

・・・大騒ぎ・・・

- 一部 twitter や blog で
- 国会でも、
他の議員からも質問
高木浩光氏も参考人として呼ばれる
etc.
- ということで、可決前日…

2011/6/16 参議院 法務委員会

● 江田法務大臣(答弁) - ファイナルアンサー

(バグのうち) 一般に使用者が**およそ許容できないもの**であって、かつソフトウェアの性質や説明などからしても全く**予期し得ないようなもの**については**不正指令電磁的記録に該当し得る**わけですが、こうしたものまで**バグと呼ぶのはもはや適切ではない**と思われます。

もっとも、一般には、そのようなものであっても故意や目的が欠けますので、不正指令電磁的記録に関する罪は成立しません。

例えば**文字を入力するだけでハードディスク内のファイルが一瞬で全て消去されてしまうような機能がワープロの中に誤って生まれてしまったという希有な事態**が仮に生じたとすると、そのようなものはフリーソフトの使用者といえどもこれを甘受すべきとは言い難いので不正指令電磁的記録に該当し得ると考えられますが、もはやこのような場合まで**バグと呼ぶのは適当ではない**と思われます。

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kaigirok/daily/select0103/177/17706160003017c.html>

「酷いバグはバグとは呼ばない!」

- 法務省Q&A <http://www.moj.go.jp/content/000073750.htm>
故意犯ですので(略)誤って**バグを発生させても、犯罪は成立しません。**
…しかし、
- 法務大臣のファイナルアンサー
酷いバグは、もはやバグでなくウイルス。
でも一般には過失だから罪には問わない。

…ただし「未必の故意」ってのがあります

未必の故意

過失致死など

- 刑法は、個別の定めが無い限り、故意犯のみを罰する = **過失は罪にならない**

バグは過失だよな!

- 未必の故意: 「犯罪結果の実現は不確実だが、それが実現されるかもしれないことを表象し、かつ、実現されることを認容した場合をいう(認容説)」(Wikipediaより)
バグの存在を知っていて、このままでは「ウィルス」に当たるかもしれないが、それでも構わないと思った ⇒ 未必の故意にあたるんじゃない? **未必の故意は罪になる**

スルーしちゃダメ!

～ ウィルス罪は無縁ではない ～

20110709

未必の故意を「拡大解釈」する傾向 (昨年の事例)

- **岡崎図書館事件 (2010年) #librahack**
(概要) クローラーソフトを作り、図書館のWebにアクセス(毎秒1回程度)したら、**Web側のバグによってサービス限界に到達**した。図書館側はバグに気付かず、業務妨害であるとして告発。
- 警察・検察の対応
プログラマーなら、Web側がサービス限界に到達したことが分かるはずだ!
⇒ **未必の故意**による偽計業務妨害罪が**成立する**と判断 (ただし起訴猶予で「推定有罪」)。

HTTP ステータス=500 を見ただけで、
そんなこと分かるわけがない。

※ 参照: [岡崎図書館事件はまだ終わっていない \(高木浩光;2011/01/18\)](#)

このまま改正法が施行されると...

- **バグの存在を知っていて出荷**ただだけで、ウィルス作成罪・提供罪に問われかねない。
- バグや脆弱性の**報告があるたびに、出荷停止や公開停止**する必要が出てくるかもしれない。
- まともな**プログラムが第三者に悪用され**、「プログラム+説明」で「ウィルス」とされかねない。(作成罪は成立しないはずだが…)

個人でソフトを公開してる人は要注意!

- 会社で作っているプログラムは、何かあったとしても責任取らされるのはエライ人。

※ 指示に背いて故意にヤバい機能を組み込んだりしたら別だよw

- **個人でプログラムを公開すると、その結果責任は全て個人に掛かってくるよ!!**

あなたもウイルス罪と

無縁ではられないかもしれない

ウィルス罪は修正されるべき(1/2)

- ウィルスの定義に、「**製造上の瑕疵 (=バグ)は除く**」といった明確な除外規定を追加する!
- 作成罪・提供罪・供用罪・取得罪・保管罪を、**不正な指令を実行させようという目的があったことを明確な要件とするように修正する!**

※「人の電子計算機における実行の用に供する目的で」を、「人の電子計算機において不正な指令を実行の用に供する目的で」とすれば良いかもしれない。

ウィルス罪は修正されるべき(2/2)

- ウィルスの定義を、**プログラムのみ**に限定する。

※「まともなプログラム+説明」によるものは、「プログラム悪用罪」といったような別の罪とする。

《追補》 A解釈とB解釈

- [高木浩光氏が2011年2月9日に書いたブログ記事](#)に、2つの解釈が出ています。
 - **(A)解釈:** プログラムが「不正指令電磁的記録」であるか否かが静的に客観的に定まることを前提としている。そのプログラムを「人の電子計算機における実行の用に供する」行為とは、単に「プログラムを渡す」というような意味であり、行為者が**どういう意図でプログラムを渡しているかは罪の構成要件に関係がない**。
 - **(B)解釈:** プログラムが「不正指令電磁的記録」であるか否かは**静的に客観的に定められない**ことを前提としている。「人の電子計算機における実行の用に供する」の解釈が、単に「プログラムを渡す」というような意味ではなく、「不正指令電磁的記録としての実行」を行為者が意図していることを含む。すなわち、行為者の主観として「不正指令電磁的記録としての実行」の**意図の有無が、犯罪の構成要件**となる。
- **この資料はA解釈です**

問題となった質疑応答(5/27)は、A解釈に基づいた場合、「プログラム作成時に(バグ=過失により)『ウィルス』(=不正指令電磁的記録)となってしまうことに気付かず提供し(←過失)、ユーザーからの指摘でそのことを認識したものの漫然と提供を継続したことは未必の故意に当たる」ということになります。B解釈に基づく、「作成時にも提供開始時にも『不正指令電磁的記録としての実行』をさせようという意図が無かったからには犯罪を構成しない(バグはあっても『ウィルス』ではない)。しかしユーザーからの指摘を受けた時点で『不正指令電磁的記録としての実行』をさせようという意図が自らに生じ(この時点で『ウィルス』になる)、意図があるのに漫然と提供を継続したことは未必の故意に当たる」ということになりますが、意図が認定されれば単なる故意でしょう(意図が認定されなければ犯罪を構成しないので未必の故意も過失も論外)。B解釈のもとでは、未必の故意になりえる、という答弁はありえないはずです。ただし、ここで問題にした質疑応答の前には、気象速報受信プログラムと称して(ウィルスではない)データ消去プログラムを提供することが「ウィルス」の提供に該当する、という質疑応答があり、それはB解釈に基づいているようにも見えます。
- **法務大臣も誤解する条文は、やはり修正してから法律にすべき**

B解釈が正しいとしても、結論は変わりません。法務大臣(あるいは事前に答弁を考えた官僚?)ですら解釈を間違える(しかも国会の場で!)という条文は、改正を重ねてきた条文ならばいざしらず、今回新たに作ろうとする条文としては筋が悪すぎると言わざるをえません。**B解釈が正しいのであれば、それ以外には文理解釈しようのない条文とするべきです。**

《追補》 報道がダメダメ

- 可決後の報道：デタラメが多い
次のまとめページを参考にしてください。
<http://togetter.com/li/152147>



～ ウィルス罪は無縁ではない ～

20110709